

## 仕 様 書

ここに明記されていない事項については、発注者と物品供給人が協議の上、決定するものとする。

## 記

## 1 道が交換により取得する車両

車体の形状	貨物兼乗用自動車（バンタイプ）
年式	令和元年式（新規登録に限る）
駆動方式	4WD
変速機	AT（4速以上）又はCVT
乗車定員	5名
車両総重量	2トン未満
総排気量	1,400cc～1,800cc
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
環境対応	表1の当該区分の排出ガス基準に適合し、表2の当該区分の燃費基準値を満たすこと。
車体色	ホワイト
装備品及び付属品	ABS
	エアバッグ（運転席・助手席）
	パワーステアリング
	UVカットガラス（全ドア分一式）
	ワイヤレスドアロックリモコン
	カークロック
	集中ドアロック（バックドア連動）
	ハイマウントストップランプ
	サンバイザー（運転席・助手席）
	リヤワイパー
	エアコン
	AM/FMラジオ
	標準工具（一式）
	スペアタイヤ（1本）
グリーンマット（フロア・荷室用防水マット）	
その他	寒冷地仕様車であること。 「道路運送車両法の保安基準」により取付を義務付けられている装備については、当然に取り付けられているものであること。
	登録に要する自賠責保険料、自動車重量税及びリサイクル費用は契約者が代納し、交換差金とともに請求すること。
数量	1台
納入場所	網走家畜保健衛生所（北見市大正 323 番地 5）

## 2 道が交換により引き渡す車両

登録番号	北見 400 さ 7052
車体の形状	貨物兼乗用自動車 (バンタイプ)
メーカー名及び車種名	日産 ADバン
車台番号	VHNY 1 1 - 2 5 8 6 1 7
年式	平成 1 6 年式 (UC - VHNY 1 1)
排気量	1, 760cc
走行距離	209, 709 km (令和元年 7 月 19 日現在)
車検有効期間満了日	平成 32 年 4 月 27 日
自賠責保険有効期間満了日	平成 32 年 5 月 28 日午前 12 時
数量	1 台
引渡場所	網走家畜保健衛生所 (北見市大正 323 番地 5)

&lt;表 1 ガソリン自動車又は LP ガス自動車に係る排出ガス基準&gt;

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
小型バス (1. 7t 以下) 軽量貨物車	JC08 モード	1. 15g/km 以下	0. 025g/km 以下	0. 025g/km 以下
	WLTC モード	1. 15g/km 以下	0. 05g/km 以下	0. 025g/km 以下
小型バス (1. 7t 超) 中量貨物車	JC08 モード	2. 55g/km 以下	0. 025g/km 以下	0. 035g/km 以下
	WLTC モード	2. 55g/km 以下	0. 075g/km 以下	0. 035g/km 以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1. 7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1. 7t 超 3. 5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

&lt;表 2 ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準&gt;

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値
		車両重量	自動車の構造	
軽量貨物車		1, 081kg 未満		17. 4km/L 以上
		1, 081kg 以上 1, 196kg 未満		15. 8km/L 以上
		1, 196kg 以上		14. 7km/L 以上
中量貨物車	手動式以外のもの	1, 311kg 未満	構造 A	13. 3km/L 以上
		1, 311kg 以上		12. 7km/L 以上
		1, 311kg 未満	構造 B 1	10. 9km/L 以上
			構造 B 2	10. 5km/L 以上
		1, 311kg 以上 1, 421kg 未満	構造 B 1	9. 8km/L 以上
			構造 B 2	9. 7km/L 以上
		1, 421kg 以上 1, 531kg 未満	構造 B 1	9. 6km/L 以上
			構造 B 2	8. 9km/L 以上
		1, 531kg 以上 1, 651kg 未満	構造 B 1	9. 4km/L 以上
			構造 B 2	8. 6km/L 以上
		1, 651kg 以上	構造 B 2	7. 9km/L 以上
		1, 651kg 以上 1, 761kg 未満	構造 B 1	9. 1km/L 以上
1, 761kg 以上 1, 871kg 未満	8. 8km/L 以上			
1, 871kg 以上	8. 5km/L 以上			

- 備考) 1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。
- 2 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれも該当する構造をいう。
- ア 最大積載量を車輛総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
  - イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
  - ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 3 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。
- 4 「構造 B 1」とは、構造 B のうち備考 2 イに掲げる要件に該当する構造をいう。
- 5 「構造 B 2」とは、構造 B のうち構造 B 1 以外の構造をいう。